

第37回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和6年8月19日
 告示番号 第19号
 会議年月日 令和6年8月26日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 渡邊 晋
 局長補佐 佐藤 正浩
 局長補佐 浅岡 栄嗣
 主 査 千葉 淳

本日の案件 第37回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時43分

議	長	<p>本日の出席委員は23名であります。 定足数に達しておりますので、第37回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、9番 畠山 信吾 委員より欠席の届出がありました。</p>
議	長	<p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議	長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に10番 佐藤 和幸 委員、11番 山本 佳範 委員を指名いたします。</p>
議	長	<p>書記には、浅岡 局長補佐、千葉 主査 を指名いたします。 審議に入ります。 「報告第91号 専決処分の報告について」を議題といたします。</p>
局	長	<p>事務局の説明を求めます。 1ページをお開き願います。 報告第91号、専決処分の報告についてご説明いたします。 農地法第3条の3の規定による権利の取得の届け出について、</p>

専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

2ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届け出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から13ページの第35号までの35件、35名の方からの届け出であり、専決処分の日は令和6年8月15日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続により農地等の権利を取得したことの届け出に対し、農業委員会は、「速やかに届け出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届け出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届け出者に交付」する、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届け出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「報告第91号」の説明を終わります。

議長

ご質問ございませんか。

16番

16番 及川 治雄 委員

質問ではなく、今後の農業のあり方についてです。

及川 治雄 委員

14番や16番など、遠くの方が相続されることが結構あります。これは相続に対して、異議申し立てをするわけではありません。

ただ、今後その方々が遠くから来て、本当に農業をやっていくわけではない可能性が強いと思うので、農業委員会として地域の担い手さんへの集積や推進をどうしていくのか。

そのへんは相続登記の中では文章的なものはないと思いますが、今後そういう方々が非常に増えてくる可能性がありますので、担い手集積や認定農業者への農地の推進の作業委託をどのように考えているか、今後農業委員会で検討すべき事項ではないかと考えますので、意見を申し上げたいと思います。

以上です。

議長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議長

なければ、「報告第91号」の質疑を終わります。

議長

次に、「議案第248号 農地法第3条第1項の規定による許可

局 長

申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

14ページをお開き願います。

議案第248号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に関地域に係る申請3件です。

第1号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

第2号については、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

第3号については、譲渡人からの申出により譲受人との間で農地の交換により農地を取得しようとするものです。なお、交換する農地は26ページの利用集積計画所有権移転No. 1の農地となります。

15ページをお開き願います。

次に、大東地域に係る申請1件です。

第4号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため使用貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和11年12月31日までの5年間となっております。

次に、千厩地域に係る申請2件です。

第5号については、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

第6号については、譲渡人からの申出により、譲受人が経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

16ページをお開き願います。

次に、東山地域に係る申請1件です。

第7号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、室根地域に係る申請2件です。

第8号と第9号については、同一の譲渡人であり高齢のため耕作管理できない状態にあることから、いずれの譲受人も経営規模拡大のため貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借

議 長

期間は記載のとおり令和16年3月31日までの10年間で、賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第248号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

2番

佐藤 圭一 委員

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年8月13日、火曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 佐藤、佐藤洋子委員、農地利用最適化推進委員 大越委員、千葉委員、事務局職員 金野主任主査、農政推進課職員 及川主事で行いました。

報告内容、第1号～第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

23番

鈴木 勝 委員

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年8月9日、金曜日、午後1時30分より、現地調査員 農業委員 畠山委員、私 鈴木、農地利用最適化推進委員 及川委員、支所職員 佐藤主事で行いました。

報告内容、第4号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

8番

千田 幹雄 委員

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年8月9日、金曜日、午前9時30分より、現地調査員 農業委員 私 千田、農地利用最適化推進委員 遠藤委員、小野寺委員、支所職員 小山主任主査で行いました。

報告内容、第5号～第6号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから

議 長

24番

鈴木 弘也 委員

問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年8月9日、金曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 佐藤委員、私 鈴木、農地利用最適化推進委員 千葉委員、渡辺委員、小野委員、支所職員 佐藤係長、菊池主事で行いました。

報告内容、第7号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年8月9日、金曜日、午前9時15分より、現地調査員 農業委員 千葉委員、私 藤原、農地利用最適化推進委員 小松委員、岩淵委員、支所職員 吉田係長、小野寺主任主事で行いました。

報告内容、第8号～第9号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

なお、第4号については、私、石川が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願

います。

(なしの声あり)

議 長

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

「議案第248号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」 第4号を除き可と決する方は挙手願いま

す。

議 長 (挙手満場)
 挙手満場と認めます。
 よって「議案第 248 号」について、第 4 号を除き可と決ま
 す。

議 長 次に、「議案第 248 号」 第 4 号を審議いたします。
 ここで、議長を 佐藤 圭一 職務代理者と交代いたします。

議 長 「議案第 248 号」 第 4 号について、石川会長が議事参与の制
 (職務代理者) 限に該当いたしますので、一関市農業委員会規程第 5 条第 1 項の
 規定に基づき、私、佐藤が議長を務めさせていただきます。
 それでは、石川会長は退室願います。
 (午後 1 時 58 分 退室)

議 長 審議願います。
 (職務代理者)

(なしの声あり)

議 長 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
 (職務代理者)

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
 (職務代理者) 「議案第 248 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に
 対する可否について」 第 4 号を可と決する方は挙手願います。
 (挙手満場)

議 長 挙手満場と認めます。
 (職務代理者) よって、「議案第 248 号」 第 4 号を可と決します。
 石川 会長は入室願います。
 (午後 1 時 59 分 入室)

議 長 石川 会長に申し上げます。
 (職務代理者) 「議案第 248 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に
 対する可否について」 第 4 号を可と決しました。

議 長 ここで、議長を交代いたします。

議 長 それでは、引き続き議事を進めさせていただきます。

議 長 次に、「議案第 249 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可
 申請に対する意見について」を議題といたします。
 事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐 17 ページをお開き願います。
 議案第 249 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対

する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請1件です。

第1号は、申請人が農業用倉庫を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、大東地域に係る申請1件です。

第2号は、申請人が自宅進入路及び駐車スペースを拡張するため転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

申請地は、令和6年6月26日付で農振除外済みです。

以上、2件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第249号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

2番
佐藤 圭一 委員

一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第4条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、一関インターチェンジから西に約4.2kmの位置にあり、周囲は北側が道、東側が農地、南側が市道、西側が雑種地となっている。

申請人が農業用倉庫を建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

23番
鈴木 勝 委員

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第4条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請地は、一関市大東支所から北西に約 6.4 kmの位置にあり、周囲は北側が山林、東側及び南側が市道、西側が雑種地となっている。

申請人が居宅への進入路及び駐車スペースの拡張を行う計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 249 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 249 号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第 250 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

18 ページをお開き願います。

議案第 250 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請 9 件です。

第 1 号は、譲受人が薪棚及び薪割場等を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第 1 種農地と判断しましたが、既存施設の 2 分の 1 以内の拡張であるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

申請地は、令和 6 年 6 月 26 日付で農振除外済みです。

第 2 号と 19 ページ第 3 号は同一事業で、譲受人が宅地分譲地を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第4号は、借受人が公共下水道工事に伴う一般車両の臨時駐車場等として利用するため一時転用申請するものです。

申請地は農振農用地ですが、3年以内の一時転用は認められています。

第5号は、譲受人がモデルハウス及び宅地分譲地を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

20 ページをお開き願います。

第6号は、譲受人が資材置場及び駐車場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

申請地は、令和6年6月26日付で農振除外済みです。

第7号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請地は、令和6年6月26日付で農振除外済みです。

第8号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

21 ページをお開き願います。

第9号は、借受人が中里市民センター建設工事期間中の代替施設として利用するため一時転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請3件です。

第10号は、譲受人が従業員及び業務用駐車場並びに資材置場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請地は、令和6年6月26日付で農振除外済みです。

22 ページをお開き願います。

第11号は、譲受人が駐車場を整備するため転用申請するものです。

議 長

2 番
佐藤 圭一 委員

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。
申請地は、令和 6 年 6 月 26 日付で農振除外済みです。
第 12 号は、譲受人が大型車両駐車場を整備するため転用申請するものです。
農地区分は、第 1 種農地と判断しましたが、既存施設の 2 分の 1 以内の拡張であるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。
申請地は、令和 6 年 6 月 26 日付で農振除外済みです。
次に、東山地域に係る申請 1 件です。
第 13 号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。
農地区分は、第 2 種農地と判断しました。
申請地は、令和 6 年 6 月 26 日付で農振除外済みです。
なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。
以上、13 件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。
以上で説明を終わります。
以上で「議案第 250 号」の説明を終わります。
ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。
最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。
一関地域の農地法第 5 条現地調査報告をいたします。
現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
第 1 号、申請地は、一関市役所から北東に約 6.4 km の位置にあり、周囲は北側が水路、東側が県道、南側及び西側が農地となっている。
申請人が薪棚及び薪割作業場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺の農地に影響はない。
第 2 号、申請地は、一関市役所から西に約 1.0 km の位置にあり、周囲は北側が道、東側及び西側が農地、南側が用悪水路となっている。
申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。
第 3 号、申請地は、一関市役所から西に約 1.0 km の位置にあ

り、周囲は北側が田、東側が市道、南側及び西側が用悪水路となっている。

申請人が宅地分譲地に係る位置指定道路を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第4号、申請地は、一関インターチェンジから南西に約 0.7 km の位置にあり、北側及び南側が用悪水路、東側が農地、西側が市道となっている。

申請人が公共下水道工事に係る臨時駐車場として一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺の農地に影響はない。

第5号、申請地は、一関市役所から南西に約 0.9 km の位置にあり、北側が市道、東側が雑種地、南側及び西側が宅地となっている。

申請人がモデルハウスの建築及び宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

第6号、申請地は、一関市役所から南西に約 3.0 km の位置にあり、北側及び南側が農地、東側が用悪水路、西側が市道となっている。

申請人が資材置場及び駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第7号、申請地は、一関市役所から北東に約 5.3 km の位置にあり、北側が原野、東側及び南側が農地、西側が宅地となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。

第8号、申請地は、一関市役所から北東に約 9.2 km の位置にあり、北側及び東側が道、南側が宅地、西側が市道となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第9号、申請地は、JR山ノ目駅から南に約 0.6 km の位置にあり、北側が雑種地、東側が市道、南側及び西側が宅地となっている。

申請人が臨時集会施設の建築のために一時転用する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

議 長

10番
佐藤 和幸 委員

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。
花泉地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。
現地調査日、令和6年8月9日、金曜日、午前9時30分より、
現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 千葉委員、岩淵委員、支所職員 千葉係長で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第10号、申請地は、花泉支所から東に約3.8kmの位置にあり、周囲は北側及び東側が市道、南側が山林、西側が雑種地となっている。

申請人が駐車場・コンテナ置場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第11号、申請地は、JR油島駅から南西に約2.2kmの位置にあり、周囲は北側が県道、東側、南側及び西側が農地となっている。

申請人が駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第12号、申請地は、JR油島駅から南西に約2.1kmの位置にあり、周囲は北側が県道、東側が道、南側及び西側が農地となっている。

申請人が駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

24番
鈴木 弘也 委員

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。
東山地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。
現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第13号、申請地は、東山支所から北に約2.9kmの位置にあり、周囲は北側が畑、東側及び西側が宅地、南側が市道となっている。

申請人が一般住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

議 長
16番
及川 治雄 委員

佐藤局長補佐

16番
及川 治雄 委員

佐藤局長補佐

議 長

議 長

議 長

議 長

議 長

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

16番 及川 治雄 委員

事務局にお聞きしたいです。

一関地域の3番と5番、転用目的はその他施設用地とございますが、農振対象農地などの確認などはどうなっていますか。

農振対象農地については農振地域であると転用できませんので、事前に農振を除外してから転用申請という流れとなっておりますので、今回の資料の中にも農振除外したところについては、農振除外済ですと記載してございます。

そのへんもこの備考の欄に記載すべき事項ではないかと思うのです。

事務局のほうで農振地域であったとかないなど、私たちが現地調査をするときは、そこまで書類案内がないです。

私は花泉ですが、そういう文書を見たことがございません。聞いてみれば分かるのですが、そのへんも今後、備考欄に農振除外をいつしたかなど記載すべき事項だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

総会資料のほうには記載しておりませんが、現地調査報告の備考欄のほうには記載しておりますので、ご確認いただければと思ひます。

それから、現地調査時点でなかったというのは、今後検討して参りたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

その他ございませんか。

(なしの声あり)

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第250号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願ひます。

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

よって、「議案第250号」を許可相当と決します。

次に、「議案第251号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

23 ページをお開き願います。

議案第 251 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、藤沢地域の 1 件です。

第 1 号は、転用事業者が土砂採取のための仮設道路及び運搬車両待機スペースとして一時転用許可を受けていましたが、納入先からの追加注文があるため、転用期間を延長するものです。

なお、前回許可の終期が令和 6 年 7 月 25 日であるため、追認案件です。

転用事業者が社内の連絡確認ミスにより更新手続き遅延したもので、「今後このようなことが無いよう十分注意し業務に努める」との始末書が提出されており、追認やむなしと考えられます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第 251 号」の説明を終わります。

審議願います。

議 長

21 番 畠山 潔 委員

21 番

今、説明いただきました一時転用期間ですが、変更後平成 30 年から令和 7 年まで 7 年間。

畠山 潔 委員

一時転用期間は原則として 3 年ではないかと思うのですが、そのへんはいかがなものか、説明をお願いしたいと思います。

佐藤局長補佐

一時転用期間についてですが、委員のご指摘の通り原則は 3 年でございます。

ただし、転用目的によって更新ができないというものではございませんので、この度の更新の手続きとなっているものです。

それから、岩石採取については採取の許可が 3 年許可される場合と 1 年更新になる場合もございまして、この業者の場合に関しては 1 年更新のようですので、岩石の採取許可と合わせて一時転用の更新手続きとなっているようでございます。

以上です。

21 番

その説明ですが、例えば農地以外の場合であれば最高長くて 5 年、そういうところで何かひっかかる点はないのでしょうか。

畠山 潔 委員

もう少し理解できるように、説明をお願いいたします。

佐藤局長補佐

先ほども申し上げましたとおり、更新は可能ということでございます。

ただし、農地という性質上から考えれば一時転用ですので、いつまでもそこを農地以外のまま使い続けるということは好ましいことではございません。けれども、転用の目的の性質からやも得ない場合は転用が可能ということでございます。

一例でございますが、営農型太陽光の下で作物を作付けするような場合も柱の部分は一時転用になりますが、認定農業者が下で営農を行うような場合には 10 年の一時転用期間が認められている例もございますので、内容によって転用期間が一律的に何年以内というものではございません。

以上です。

議 長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 251 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 251 号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第 252 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

24 ページをお開き願います。

議案第 252 号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき議決を求めるものです。

25 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が 1 件、所有権移転が 2 件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が 1 件です。

最初に貸借権設定ですが、第 1 号は、大東地域に係る申請です。

26 ページをお開き願います。

次に、所有権移転ですが、第 1 号は、一関地域に係る申請で、議案第 248 号の農地法 3 条案件第 3 号との交換です。

第 2 号は、花泉地域に係る申請です。

		27 ページをお開き願います。
		次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。
		第1号は、藤沢地域に係る申請です。
		以上、各申請の詳細については記載のとおりです。
		また、計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で、「議案第252号」の説明を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第252号 一関市農用地利用集積計画の決定について」
		を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって「議案第252号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第253号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。
		事務局の説明を求めます。
佐藤局長補佐		28ページをお開き願います。
		議案第253号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。
		次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。
		本議案に係る申請は、3件で、一関地域2件、藤沢地域1件です。
		いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第253号」の説明を終わります。
		ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。
		一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。
2番		一関地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

佐藤 圭一 委員

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、一関インターチェンジから西に約4.2kmの位置にあり、周囲は北側が道、東側が農地、南側が市道、西側は雑種地となっている。

平成11年頃から居宅への通路として利用しており、既に農地性は失われている。

第2号、申請地は、一関市役所から北東に約6.8kmの位置にあり、周囲は北側及び西側が道、東側がため池、南側が市道となっている。

昭和53年頃から居宅への通路として利用しており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

18番

藤沢地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

佐々木 栄一 委員

現地調査日、令和6年8月9日、金曜日、午後3時より、現地調査員 農業委員 畠山委員、私 佐々木、農地利用最適化推進委員 伊藤委員、支所職員 阿部主事で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、申請地は、藤沢支所から南西に約1.1kmの位置にあり、周囲は北側が道、東側及び西側が農地、南側が市道となっている。

昭和48年頃から居宅への通路として利用しており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第253号 農地法の適用外であることの証明願に対する

		可否について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第 253 号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第 254 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認について」を議題といたします。
		事務局の説明を求めます。
佐藤局長補佐		29 ページをお開き願います。
		議案第 254 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認について、内容をご説明いたします。
		土地改良法第 3 条第 2 項前段及び同法施行規則第 4 条第 1 項の規定により申出があったので、同法施行令第 1 条の 5 の規定に基づいて承認を求めるものです。
		30 ページをお開き願います。
		本議案に係る申請は、室根地域の 1 件です。
		新資格者は、土地改良事業に参加するため、自己の所有農地に係る土地改良事業の参加資格を、現資格者である当該農地の耕作者との交替により取得しようとするものです。
		以上で、説明を終わります。
議	長	以上で、「議案第 254 号」の説明を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第 254 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第 254 号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第 255 号 農地利用最適化推進委員の決定について」を議題といたします。
		事務局の説明を求めます。
局	長	31 ページをお開き願います。
		議案第 255 号 農地利用最適化推進委員の決定について、議案の内容をご説明いたします。
		農業委員会等に関する法律第 17 条及び一関市農業委員会の委員

等の定数に関する条例第3条の規定に基づき、一関市農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員を別添名簿のとおり決定することについて、議決を求めるものです。

農地利用最適化推進委員の候補者については、32ページから34ページの別添名簿のとおりであり、各区域定数どおりで合計36人です。

令和6年5月7日から5月31日まで推進委員の募集を行い、応募者が定数に満たなかった区域については、6月28日まで募集の延長を行い、定数どおりの応募となっておりますが、その後、推進委員への応募を辞退し、農業委員への応募の意思表示があった方がいたため、1名不足となりましたが、新たに大東区域から推進委員への応募の意思表示があった方がいたため、その方を推進委員候補者としたものであります。

この応募期間終了後の取り扱いについては、全国農業会議所出版の「農業委員会の運営実務」により、募集延長等を行ってもなお、候補者が定数に満たない場合は、推薦を受けた者及び募集に応募した者以外の者から、農業委員会が適当と認める者を委員の候補者とすることができるとされており、新たに大東区域から応募の意思表示があった方を候補者としたものであります。

選考にあたっては、農業委員の中から8人の選考委員を選任し、7月25日の総会後に選考委員会を開催し候補者の選考を行い、全員を候補者としたところであります。

委嘱期間は、令和6年9月20日から令和9年9月19日までの3年間です。

別添の参考資料には、さらに住所、生年月日、主な経歴等を記載しております。36人中、再任は21人、新任は15人となります。

また、個人・団体から推薦を受けた者は22人、本人が応募した者は13人、候補者特例が1人です。

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない、とされていることから総会での議決を求めるものです。

以上で、説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第255号」の説明を終わります。

審議願います。

議 長

(なしの声あり)

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第 255 号 農地利用最適化推進委員の決定について」 を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって「議案第 255 号」を可と決します。
議	長	ここで、私からの提案がございます。
		私、石川は 8 月 31 日をもって一身上の都合により一関市農業 委員会会長を辞任いたします。
		私が会長を辞任する手続きについて、事務局より説明をお願い します。
局	長	会長の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第 13 条第 2 項で、会長は正当な事由があるときは、農業委員会の同意 を得て会長を辞任することができる」と規定されておりますので、 本日の日程の追加議案として「一関市農業委員会会長の辞任に対 する同意について」を議題とし、審議いただくこととなります。
議	長	只今、事務局から説明ありました「一関市農業委員会会長の辞 任に対する同意について」を追加議案として上程することにご異 議ございませんか。
議	長	18 番 佐々木栄一委員
18番	佐々木 栄一 委員	ただいまの会長の発言があまりにも突然でしたので、ここで暫 時休憩の時間をいただきながら、その後に再開してお諮りをして はいかがでしょうか、ということをご提案いたします。
議	長	その他ございませんか。
		佐々木委員から、暫時休憩というお話がございましたので、暫 時休憩いたします。
		それでは休憩いたします。
		(休憩)
議	長	それでは、休憩中の会議を再開いたします。
		ただいま、局長から休憩中に説明がありましたけれども、ほと んど私の考えと同様でございます。私からは、只今の局長の弁を もって、代えさせていただきます。
		以上です。
		上程について、何かございませんか。
議	長	18番 佐々木栄一 委員
18番		先ほど突然の会長の辞職願ということでしたが、暫時休憩の提

佐々木 栄一 委員

案をしましたのは私ですので、休憩中に数名の方々と突然の発言だったということを確認しました。

あまりにも突然のことでしたので、我々も動揺しております。

現在の白い農地についてかなり気にかけていた会長だったと、即座に察しました。我々の任期があと 20 日あまりということですが、そこまでなんとか頑張ることができないのかということでございます。皆さんに話を問い掛けたところ、そのような意見が全員でした。

来月の 19 日までが我々の任期ですので、会長の提案を取り下げさせていただきたいということでございます。

いわゆる、白か黒かということですが我々は少なくとも、どんなことがあろうとも、最後の19日まで全うしていただきたいということでございます。

賛否をとられてもそのような意見でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長

その他ございませんか。

議 長

4 番 小澤 仁 委員

4 番

小澤 仁 委員

今の佐々木委員の発言が、あたかも総意のように感じる発言であったわけですが、会長の意思は固いです。

進退問題は自ら決めるものですので、当然ながら辞表を提出されたのであれば、これは受理せざるを得ない。これは一般論です。一般論で進めて参りますが、残余期間が20日ということであれば、当然ながら会長事故あるときにはという解釈からすれば、会長の職務代理者が対応するということが、誰かということではなく。

市議会等でかなり会長のほうの責任が取り沙汰されているというのは、傍聴をしましたので私も知っています。

そういったところからすれば、ここで農業委員会が生まれ変わる序章として、こういう手続きは仕方がないのではと思ひます。そのまま進むわけではなく、職務代理がいるので職務代理が残余期間やるというのが、一般論ではないかと思ひます。

議 長

ありがとうございました。

議 長

その他ございませんか。

7 番

佐藤 想司 委員

7 番 佐藤 想司 委員

ちょっと別の角度から申し上げたいと思ひますが、私は白い農地問題の集落協定の代表もしていますので、まさにその渦中にお

ります。

それで農業委員会でも、いろいろ発言して参りました。先般7月20日に市から招集されて、関連する中山間団体13団体集めて、市長と関係幹部の職員方と説明会がありました。2年数か月ぶりの初めてのことです。

その席で市長は、皆さんも報道等で知っているとおおり、市と農業委員会の責任を認めています。その後も集落で関係者を集めて説明されました。そこで口々に言われるのは、なんで責任を認めていながら、その方々は責任を負わないのだと。まず、自ら襟を正して、その上で農家に交付金の返還を迫るのが筋ではないか、私はそう思います。むしろ決断が、遅きに失したと思っているくらいです。

そして今、小澤委員が申し上げたとおおり、やはりここでけじめをつけて、新たな農業委員会の歩みを進めなければならないと思っております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

その他ございませんか。

議 長

13番

佐藤 和威治 委員

13番 佐藤 和威治 委員

運営委員会がございませぬ。突然の案件が出たときに、運営委員会にお諮りをしないのでしょうか。

そのための、運営委員さん方ではないのでしょうか。

そのへんの在り方について、まずは事務局長にお伺いしたいです。

局 長

運営委員会という組織はあります。そのとおおりです。

それから、人事案件ということで馴染むものなのかなというところで、会長の辞意ということで、先ほど職務代理者を通じまして、辞表を受け取っているという中で、運営委員会の協議というところで馴染まないのではないかというふうに私は感じているところであります。

議 長

13番

佐藤 和威治 委員

13番 佐藤 和威治 委員

法律や農地法とか、そういった決まったものが出るのが総会。それはそのとおおりなのだろうと思いますが、今のお話しのとおりにこういった案件は特異な案件です。

本来、運営委員会で審議されて然るべきだと思いますが、事務局長さんの見解はそんなところなのですね。

非常に重要なことだと思います。取り扱いをどうしましょう

議長

か、8人の運営委員さん方がおいでになるわけです。そこできちんと、取り扱いをどうするかそういったものが諮られて、然るべきなのではないでしょうか。

では、私から。皆さん、思い出してください。3年前、新しい農業委員さんたちが一堂に会して、第1回の総会がありました。

1番最初に審議したのは、人事案件です。その中で議長は、委員の中で1番の高齢者である私になったわけです。私が議長で進めていって、1番最初に人事案件で提案して、会長を誰にしようかこれが1番最初の案件でした。この中で私が会長として選ばれた、皆さんからの総意で選出されたわけでございます。

今、佐藤委員さんがおっしゃるとおり、運営委員会はその後で決定になったわけです。やはり、段階があるかと思えます。

総会は、1番重要な案件を審議する場でございます。ですので、私は遅れたと言われれば、遅れましたけれども本日その意志を示したわけであります。

というのは皆さんにも何度も招集するのは申し訳ないと、もう少しだから頑張れという声もありましたけれども、やはり1つのけじめでございます。新しくなってほしいという気持ちもあります。

私の案を皆さんに承認してほしいというのが、私の気持ちでございます。

以上でございます。

議長
16番
及川 治雄 委員

16番 及川 治雄 委員

突然の会長自ら責任をとって辞任するというお話しで、私も大変動揺し農業委員の皆様もびっくりしているところでございます。

その責任の取り方というのは、辞めればいいというものでしょうか。さっき、佐藤想司委員もおっしゃったとおり、我々は農家のため農地維持のために働いている農業委員です。

かたや農家の方々は今、国へ県へ市へ返還しなくてはいけないお金が1億6千万で、市議会の特別委員会では市の責任もあるし農業委員会の責任もある。平成26年から、この問題が取り沙汰されて令和3年に表面化されて県からの指導を仰ぎながら対処策を考えてきた。

ところが、会長自らこの対処策をどうやってこの白い農地問題を解決していくか、小澤委員が現場を見ようと言っても返答なし。ただ、会長自らも苦しいことがあったと思いますが、辞めれ

ばいいというものではないです。

余談になりますが昔、青年団のときにある事業をやって赤字になったことがあります。会長、私、事務局長と牛を飼っているから売って、その借金を払うと、会長もそうでした。そういう自ら、身銭を切るような覚悟、お金を出していくらでも農家の負担を減らすというような意思がないと、辞めればいいという責任だけではなくて、そういう気持ちがないと。5円でも10円でも俺が悪かったと懺悔して責任をとると。平成26年からの農業委員のみなさんも我々も農家さんが困っているならカンパしようじゃないかと。今までの事務局の局長にもお話をしました。

やはり、まずいところはまずい、コンプライアンスを無視してきたわけです。今度勉強会をしますが、法令遵守を無視して勝手なことをやってきた。自分判断でやってきた。上のかたや、県や市に相談していない。市役所の中山間担当者、農地の転作担当者なども農地法について勉強会もしているのか分かりません。勝手に判断して、ここは補助金なしでもいいよと。多面的団体もそうです。

それで今、農家の方々を救うためには農業委員会の責任を詳らかにしなくてはいけないので、会長はここで辞めていただけないと思います。

最後まで責任をとって、職務を今期やってもらってどういう対処策、善処策を出すか、総会の後に運営委員会があるそうですが、しっかりと検討いただくことを、私は切に要望するわけです。

もう1つ言いたいことは、この白い農地問題が中山間担当者会議等で花泉町内で、予算が来ないのではないかと不安を仰いでおります。国からの支援金が来ないのではないかと、カットされるのではないかと、噂ですが内示が入っているようです。いくら来るかはまだわかりませんが、みんな減らされるような考えで、中山間担当者は今事業を行っています。そのことを招いたのは、この農業委員会の責任が大きい。

ですから、自ら襟を正す、我々は本当に申し訳なかった、市民の皆さま、市議会の皆さまにご迷惑をかけている。国民審査ではないですが、一般市民からすれば市から何千万、何億出すとなったら、大変です。監査請求が来ます。監査請求が来たら、我々農業委員がいくらか出さなければならぬ。出さざるを得ないのではないかと、私は覚悟をしています。

議 長

16番

及川 治雄 委員

議 長

16番

及川 治雄 委員

議 長

16番

及川 治雄 委員

議 長

16番

及川 治雄 委員

局 長

議 長

4番

小澤 仁 委員

会長にその決意があるかどうか、この後の運営委員会でそのへの対処策と、懺悔の心をもって市民と市議会の議員の皆さまにご迷惑をかけたことに対する、お詫びの弁を文章で出すべきだと思います。

その他ございませんか。

会長に意見を求めているのです。

先ほど申したとおりでございます。

責任の取り方をどうするかという、自分の考え方です。辞めればいいということではなくて、その間の対処策、善処策を会長はどう考えているのですか。

先ほど申したとおりでございます。

それでは回答になっていないです。

その他はございませんか。

最後までやって、善処策を考えていただきたいと思います。

事務局、1人1人に意見を聞いたらどうですか。会長がまとめようとする気がないです。

事務局が司会進行してください。

今、1人1人から意見を聞くようにというお話でしたけれども、それは出来ないというふうに思います。

いろいろ賛否ご意見ありましたが、休憩中と思って聞いてください。

皆さんのご意見を聞くと賛成の方もあったように思いますし、反対の方もあったということでございます。

まとめることも出来ないですし、それぞれから意見を聞くということもできないと思います。

もし、皆さんが良ければということですが、先ほどお話がありましたが、追加議案として賛否をとるという方法もあるのではないかと思います、そのへんについても皆さんの意見を頂戴したいと思います。

4番 小澤 仁 委員

なんだか、感情論にいらっていますが違うのですよね。これは私、あくまでも客観的に話をしますが、人事というのは何よりも優先されるのです。

辞表を出された時点で、これは事務局、職務代理が受け取っていますからそこでストップするのです。

石川会長あなたの判断で、これは自分で決断したのですから、私はそこは仕方がないと評価しますが、今後事務的にやらなくてはならないのです。そうした場合、ここで決をとると以後に過言を残しますから、あくまでも病気でも一身上でも辞めましたということで、職務代理がそのままあと 20 日受けるというのが、誰かということではなく、1 番大人のやり方ではないかと思えます。

そのために、会長職務代理者ということで、一般委員より報酬が高いのですからルールに従っていけば、職務代理者が残余期間 20 日ここでやって。ここで決をとると騒ぎになりますから、そういうスマートなやり方で変わるというのが 1 番適切ではないかと思えます。

議 長
局 長

ありがとうございました。

今、お話があった会長の辞意があつて、残りは職務代理者というお話でございました。

ただ、会長が辞任をする場合は農業委員会の同意を得ないと、辞任はできないということになります。同意を得て、辞任となった場合には、先ほどもお話しましたが、10 日以内に新たな会長を決めなければならない。空席のまま 20 日まで引っ張るということは出来ないということになっております。

議 長

そういう手続きだということをご理解いただきたいです。

そういうわけでございます。ここで決めてもらわないと、10 日はすぐ経ってしまいます。

これは、法的に 10 日でございます。

最初に申し上げた、私の案件について異議もこれ以上出ないと私も思いました。

追加案件として上程することに異議がないかということ、私は先程から皆さんに尋ねているわけです。

異議ないですね。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということで、これは皆さんが了解したということで、私は議長として解釈し、事務局案を配布してもらいたいと思います。

議 長
議 長

ここで議長を、佐藤圭一職務代理者と交代いたします。

それでは進めさせていただきます。

(職務代理者)
16番

石川会長は議事参与の制限に該当いたしますので。

緊急動議、なぜ今日これが議案として通るのですか。

及川 治雄 委員

私が先月提案した時に議案としてとおるには、開会前に提案しなくてはいけないとなっていたのではないですか。私に事務局は、そう答えていました。なぜ今日は、議案としてとりあげるのですか。コンプライアンスの問題ではないですか。

私が先月出したのを棄却していて、なぜ今日は議案として取り上げられることができるのですか。皆さん、そう思いませんか。

開会前にこれを出さなくてはいけないと、事務局で私にそう説明したのではないですか。

局 長

お答えしてよろしいでしょうか。

先月の総会で動議ということで、ご提案いただきましたが開会后ということで説明をさせていただきました。そのとおりだということでございます。

今回のものはなぜ、とおるかというご質問だったと思いますが、これにつきましては議案としてお諮りしなければいけない、私も上手に説明できませんが、そういう案件でございます。

浅岡局長補佐

只今の補足といたしまして、議案の下のほうに米印がございません。農業委員会等に関する法律でございます、この第2項、会長は正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て会長を辞任することができるかとあります。

ですので、総会にかけて皆さんの同意を得なければならないため、当然、総会に諮る案件になりますので、追加議案にするか、次の総会の案件になるかということで、今回、皆さんの同意を得まして追加させていただいたものになります。

16番

正当な事由ではないです。

及川 治雄 委員

会長が辞めるのは正当な事由ではないです。責任をとって辞めるわけではないです。正当な事由に値するというのは、これは事務局の勝手な判断ではないですか。

正当な事由とここにも書いてありますが、責任をとって辞めればすむというのは、正当な事由ですか。会長職を辞めればいいということですか。農業委員も辞めるということですか。正当な事由に値することですか。

ですから、これはおかしいと思います。事務局の勝手な対処です。私には理解できません。正当な事由に値しないと思います。

先ほど、小澤委員がいったように会長が病気や怪我で職務ができないというときに会長職務代理がやるのは、普通の考え方で私も賛成します。

ただ私は、責任をとって9月までやっていただきたい。今日審

議するのに値しない、動議だと思います。

事務局の体制もおかしいです。コンプライアンスは、どうなっていますか。我々に審議もなしで、勝手に事務局と会長で決めて動議にした。それは、おかしいと思います。

納得できますか、全農業委員。私のは反対していて、何が正当な事由なのですか。

お答えください。

浅岡局長補佐

今回提案した事については、正当な事由があって提案したものではなく、正当な事由かどうかみなさんがそれを判断してこれに同意をいただくということになります。

16番

それは動議としてやるべき話ではないです。

及川 治雄 委員

浅岡局長補佐

これは動議ではなく、総会に諮らなければならない案件になりますので、動議とはまた違います。

16番

議案としてあげることも自体がおかしいです。

及川 治雄 委員

浅岡局長補佐

農業委員の同意を得て会長を辞任することができるということです。総会で審議いただく案件となります。

7番

佐藤 想司 委員

白い農地の問題を2年以上に渡って、私がいろいろ問題提起してきましたが、残念ながらこの委員会の中ではそのことの真相を究明すべく行動がなされなかったことを非常に残念に思っています。

先ほど小澤委員が言ったように、その中で会長がきちんとしたリーダーシップをとれなかったということは、やはり大きかったと私は思っております。

今回、辞意を表明したことは非常に重いと思っています。組織においてどんな形にしる、トップが責任を負うということは当然のことです。

もちろん委員もそれなりに責任というのはあると思いますけれども、やはりこれほどの問題を引き起こして、市民も非常に関心高くこれを見ている中で、きちんと組織の長が責任を詳らかにすることは、非常に大きな責任の取り方だと私は思っております。

及川委員のおっしゃることも、もちろん理解はできますが、ここで会長がこの判断を下したということは、私は非常に重く受け止めていますし、何度か先ほども言いましたが、新しい農業委員会の中で本当に信頼回復に向けて、新たな気持ちでスタートできるように私はこれを受け入れるべきだというふうに思っております。

議長
(職務代理者)

す。

以上です。

ありがとうございます。

それでは、進行させていただいてよろしいですか。

石川会長が議事参与の制限に該当いたしますので、一関市農業委員規程第5条第1項の規定に基づき、私、佐藤が議長を務めさせていただきます。

それでは、「議案第256号 一関市農業委員会会長の辞任に対する同意について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長

8月26日付けで、石川会長から8月31日をもって会長を辞任する旨の辞任届が農業委員会あてに提出されましたので、農業委員会の同意を求めるものです。

辞任の理由については先ほどお話にあったようなことです。

農業委員会等に関する法律第13条第2項では「会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て会長を辞任することができる」と規定されており、辞任の理由が正当であるかどうかは、社会通念に従い一般の良識に基づいて判断すべきとされており

説明は以上でございます。

議長
(職務代理者)

以上で、「議案第256号」の説明を終わります。

石川会長から発言はありますか。

会長

ただいま、皆さんからの慎重審議ありがとうございますという気持ちでいっぱいでございます。

やはり、長たるものの責任のとりかたはこういうものかなと感じております。よろしく今後ともお願いしたいと、そういう気持ちでいっぱいでございます。

今後の議案審議よろしくお願ひします。

以上でございます。

議長
(職務代理者)

それでは、石川会長は議事参与の制限に該当いたしますので退室願ひます。

(午後3時36分 退室)

議長

審議願ひます。

議長

18番 佐々木 栄一 委員

18番

審議といいましても、1番最初にお話したとおりで8月31日、9月1日からすれば、20日を待たずして辞めるのもいかなものかと思ひます。

佐々木 栄一 委員

議長
(職務代理者)

16番
及川 治雄 委員

局長

16番
及川 治雄 委員
局長

議長
(職務代理者)

議長
(職務代理者)

5番
佐藤 繁 委員

まして、責任のとりかたもいろいろと方法があるかと思えます。最後まで任期を全うして、その責任をとるその気持ちでいてもらいたい、そういう私の意見でございます。

よろしく皆さんで会長をこのまま 19 日まで。やっている間にいろんなことが出てくると思いますが、全うしてその責務を果たしていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

ありがとうございました。

それではその気持ちをこれから採決によって、決めたいと思えますので、進めさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

事務局にお聞きしたいと思えます。13 条に市町村長、農業委員会の同意とあります。農業委員会で、もし同意をもらった場合は認めざるを得ないのでしょうか。

今のお話は、議案第 256 号の下に書いてある 13 条第 1 項のことだと思えますが、こちらにつきましては農業委員を辞する際の手続きということでございまして、会長を辞める場合の手続きは 2 項というところです。

もう少し詳しくお話させていただくと、委員を辞める場合には首長あての辞任届を出していただいて、これについて首長のほうから農業委員会のほうに諮問をする、農業委員会のほうの総会でそれを諮ってその結果について、首長のほうに返して首長のほうで同意をするというような手続きでございますけれども、会長の辞任につきましては農業委員会の総会だけでということとなります。

これがこの第 1 項ということでございます。

会長は辞めるけれども、農業委員は辞めたくないということで理解していいですか。

そこはなんとも、私のほうからお答えするところはないだろうと思えますが、いただいた辞任届につきましては会長職をとということですので、そのとおり事実を述べます。

よろしいですか。

審議を打ち切り採決してよいかお諮りいたします。

5番 佐藤 繁 委員

採決の方法で挙手、記述、投票というのもあるのですが、私は投票の提案をしたいと思えます。

議 長
(職務代理者)

投票するには、5名以上の賛同するかたがあれば、投票にできますのでお諮りいただきたいと思います。

本日は挙手で進めるように準備をしておりましたが、そのようなことであれば準備をする時間が必要になりますけれども、皆さんがそれでよろしければ、そのような方向に。

議 長
(職務代理者)

4番 小澤 仁 委員

4番
小澤 仁 委員

あくまでも、情緒的な話ではなく事務的に伺いたいのですが、それでも会長が辞めるという意思が固い場合はどうなさるのですか。

局 長

同意を得ない場合には、辞められないということになるかと思えます。

その場合には、改めて提案をしていただくようになるのではないかと思います。

議 長
(職務代理者)

それでは時間をいただきまして、準備をいたしますので中断させていただきます。

休憩いたします。

(休憩)

議 長
(職務代理者)

それでは、再開いたします。

ただいま事務局のほうから、白い紙が配布されたと思います。

記入の説明をお願いいたします。

浅岡局長補佐

今、配布した紙に賛成の方は○を反対の方は×を書いてください。

自分の名前は書かなくていいです。○か×かの記入をお願いします。

書きましたら私が箱を持って回りますので、そちらのほうに入れてください。

議 長
(職務代理者)

ありがとうございます。ただいま、集計が終わりました。

それでは、採決いたします。

「議案第 256 号 一関市農業委員会会長の辞任に対する賛同について」、ただいまの採決の結果でございます。

賛成 8 名でありますので、本案は否決されました。

議 長
(職務代理者)

石川会長は入室願います。

(午後 3 時 58 分入室)

議 長
(職務代理者)

石川会長に申し上げます。

「議案第 256 号 一関市農業委員会会長の辞任に対する同意つ

議長
(職務代理者)

会議長
(職務代理者)

会議長

局長

局長

議長
(職務代理者)

18番
佐々木 栄一 委員

いて」は、否決されました。

以上で議案審議が終了いたしました。

はい、その前に。

石川 会長

皆さんに伺いたいと思います。

どういうわけで否決されたか、私も知りたいところでございます。

ぜひ、再考をお願いして私の意を汲んでほしいと思います。

以上です。

会長のほうから、どういうわけでというご質問を頂戴したところでございますが、無記名とのことで投票いただきましたので、こちらのほうでどなたが賛成、反対というところは出てきていないというところでございます。

大変申し訳ないですが、こちらのほうで把握できていないので、どなたかこういうわけで反対だったというような考えを言うことができる方がいらっしゃいましたら、お願いをしたいと思います。

18番 佐々木 栄一 委員

当初から責任の取り方につきましては、9月19日まで全うして初めて、石川誠司一関市農業委員会会長の責任の取り方だと、私は再三お話してきましたので、会長退席の際にも同じことを言いました。

さらに、この問題は根が深いということが分かりました。私も途中からでございましたが、こういうことがあったのかと、これは大変なことだと思っていました。

付け加えれば、議会においても調査特別委員会が開催された最中であるようではございますけれども、それを中山間地の直接支払制度を分かっているながら、法的には農業委員会、一関市も当然責任も伴うのですが、建設会社の業者の責任が1つも報道されていない。大きく責任の一端があるのではと、私は感じております。

よって、一関市農業委員会会長石川誠司のみ責任をとることでなく、9月19日まで全うしていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長
(職務代理者)
会長

ありがとうございます。
他にございますか。

ただいまの、佐々木委員さんのお言葉ありがとうございます。
でも世の中よく言いますが、世の中の口には戸を立てられないと。そういう言葉が日本にはあります。皆さんがさっきも言われたとおり、責任の取り方というのはあろうかと思えます。

1人1人の市民、皆さんに対して説明できればいいのですが、それは叶わないと思えます。

やはり、1番分かりやすいのは、今日皆さんに提示した会長職を辞するということが何よりも分かりやすいのではないかと、私はそう思います。

是非とも、私の意を汲んでほしいとそう思っています。もう少し、考えていただきたいと思えます。この一関市農業委員会、今までどうだったか、これからどうするのか、やはりそういうことも考えてほしいです。

確かに、私が会長になる前からの案件も沢山ありました。けれども、過ぎ去った人たちのことを私は申し上げません。やはり、現職が1番何よりも分かるはずでございます。

農業委員会を代表しての、辞任の意でございます。

よろしくお願ひしたいと思えます。

局長

今、会長からもう1度考えていただきたいというふうなお願いがございましたけれども、今日は同意について提案させていただいて、否決ということになりました。

やり方とすれば、次の機会ということになるだろうかと思えますが、その次については運営委員会を総会が終わってから開くこと、そちらのほうで少し話し合いをさせていただいてということ、よろしければここでお諮りをしたいと考えるところでございます。

議長
(職務代理者)

石川会長、それでよろしいですか。

議長
(職務代理者)

6番 菅原 吉昭 委員

6番
菅原 吉昭 委員

ただいま、投票で結果が出たわけですが、石川会長の意思が変わらず次に延ばすということは、なかなか難しいのではないかと思います。

出来れば次に運営委員会がありますが、そちらも時間がかかると思うので、今日この場で再度、決をとるような恰好ではどうか

13番
佐藤 和威治 委員

議 長
(職務代理者)
議 長

というふうに思っておりました。

時間は時間ですが、5分くらい時間をおいて再度投票をしてもらったらどうかと思います。

以上です。

1件1議決、同日日程で同じ案件を2回審議するという事はないと思います。

ということで、総会を早く閉じていただきたいです。

よろしいですか。

以上で議案審議を終了いたしました。

第37回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後4時9分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員